スポーツ用具貸出のルール

長野市スポーツ課

（スポーツ振興担当）

長野市ではスポーツ振興を目的として市民に各種スポーツ用具の貸し出しを行っています。

利用にあたっては、以下のルールを守っていただきますよう徹底をお願いいたします。

　１　スポーツ用具はホームページ内に一覧表がありますのでご確認ください。

２　ニュースポーツ普及のため、個人からの申請も受け付けます。数に限りがあるため、他の利用者に貸出中の場合もあります。**事前にスポーツ課に確認のうえ申請書（用具借用申請書・大会イベント実施計画書または開催要項やチラシなど）を使用する1週間前までに提出してください。**直前の申請は、ご希望に添えない場合があります。ご了承ください。

　３　より多くの方に使用していただくため、**貸出期間は１週間以内**です。貸出期間内に返却をお願いします。

４　用具は直接保管場所（長野運動公園陸上競技場ほか）にて受取、返却していただきます。返却後はスポーツ課へご連絡ください。

　５　用具は大切に扱ってください。**破損、紛失の場合は代物弁償、または実費を請求させていただきます。**

６　**用具は借りたときの状態に戻して、**施設に返却してください。特**にセットで貸し出している用具については色や数の組み合わせなどに注意してください。**

　７　以下の項目に該当する場合は貸出を許可しません。

①　用具を正しい用途で使用しないおそれがあるとき。

②　法令又は公序良俗に反すると認められるとき、若しくは反するおそれがあるとき。

③　用具を使用して特定の個人、団体等が営利活動を行うおそれがあるとき。

８虚偽の申請をした場合には以後の貸出を制限します。

　　※その他、スポーツ用具貸出一覧以外の用具については、スポーツ課スポーツ興担当までご相談ください。

〒380-8512　長野市大字鶴賀緑町1613

長野市スポーツ部スポーツ課(スポーツ振興担当)

【電話】026-224-7804【fax】026-224-7351

【E-mail】sports@city.nagano.lg.jp